様式第10号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （宛先）福岡市長  誓約書 | | |
| 登録申請者 | 本人  法人の役員  法定代理人  法定代理人(法人)の役員 | は，屋外広告物条例に定める登録拒否の要件に該当 |
| しない者であることを誓約します。  　　　　　　年　　　月　　　日  申請者　　　　　　　　　　　　　印 | | |

　備考　　「本人　法人の役員　法定代理人　法定代理人(法人)の役員」は，該当するものを○で囲むこと。

参考　登録拒否（福岡市屋外広告物条例より）

第28条　市長は，登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき，又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり，若しくは重要な事実の記載が欠けているときは，その登録を拒否しなければならない。

(1)　第38条第１項の規定により登録を取り消され，その処分のあつた日から２年を経過しない者

(2)　屋外広告業者で法人であるものが第38条第１項の規定により登録を取り消された場合において，その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から２年を経過しないもの

(3)　第38条第１項の規定により営業の停止を命じられ，その停止の期間が経過しない者

(4)　この条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者

(5)　福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次号において「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員

(6)　暴排条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(7)　屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(8)　法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの

(9)　市内の営業所ごとに業務主任者を選任していない者